

熊本地震の被災者に市営住宅等の一時使用を許可する
場合の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年熊本地震の被災者の居住の安定確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）第2条第1号に規定する市営住宅および函館市特定公共賃貸住宅条例（平成9年函館市条例第30号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の一時使用を許可する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(被災者の範囲)

第2条 この要綱において、被災者とは、地震、津波またはこれに伴う火災等により住居を失った者とする。

(一時使用に供する市営住宅等)

第3条 一時使用に供する市営住宅等は、都市建設部住宅課長が決定する。

(使用の申請等)

第4条 市営住宅等の一時使用を希望する者は、別記第1号様式の申請書に別記第2号様式の誓約書および罹災^り証明書を添付して市長に申請しなければならない。ただし、罹災証明書については、特別な事情がある場合は、市営住宅等の一時使用の許可後に提出することができる。

2 市長は、前項の申請を行った者に対し、市営住宅等の一時使用を許可するときは、別記第3号様式の許可書により当該申請した者に通知するものとする。

3 使用を許可する期間は、許可しようとする日から1年以内の期間とする。

(使用の更新申請等)

第 5 条 前条第 3 項の使用許可期間後も引き続き市営住宅等の一時使用を希望する者は、当該期間の満了日の 2 週間前までに別記第 4 号様式の申請書に引き続き市営住宅等の一時使用を希望する理由を記して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を行った者に対し、特別の事情があると認めるときは、1 年以内の期間でこれを許可することができる。

(使用料)

第 6 条 市営住宅等の一時使用に係る家賃、駐車場使用料および敷金に相当する使用料は無料とする。

(住宅の返還)

第 7 条 市営住宅等を一時使用している者が、使用許可期限までの間に当該住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の 5 日前までに別記第 5 号様式による届出書により市長に届け出て当該住宅の検査を受けなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 0 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

市営住宅等一時使用許可申請書 （大規模災害用）

年 月 日

函館市長 様

住所
申請者
氏名

電話（ ） ー

次のとおり市営住宅等の一時使用の許可を受けたいので申請します。

1 使用する市営住宅等の名称および所在地

名 称 団地 号棟 号
所在地 函館市 町 丁目 番 号

2 使用の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用する者

区 分	氏 名	続柄	生 年 月 日	備 考
申請者		本人	年 月 日	
同居者				

※添付書類 (1) 罹災証明書

(2) (1)が発行されない場合は、運転免許証等で住所が確認できる書面

(3) 誓約書

誓 約 書

函館市長 様

私は、このたびの市営住宅等の一時使用に当たり、下記事項について遵守し、または相違ないことを誓います。

記

- 1 許可条件を遵守して使用するとともに、定められた期間までに必ず退去いたします。
- 2 同居する親族に異動等があった場合は、速やかに報告いたします。
- 3 自己の過失により破損させた箇所については、退去時に補修いたします。
- 4 市営住宅等内では他の入居者の迷惑となる行為（犬・猫等のペットの飼育や騒音・振動を起こす等）を一切いたしません。
- 5 光熱水費のほか、共益費（共用灯やエレベーター等の電気代や排水管等の清掃、草刈りや除雪に要する維持管理費）、自治会費を負担いたします。
- 6 入居者または同居者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、入居後に暴力団員であることが判明した場合または暴力団員となったことが判明した場合は、直ちに退去いたします。

年 月 日

氏 名

市営住宅等一時使用許可書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請があった市営住宅等の一時使用については、次のとおり許可します。

記

（使用財産の表示）

第1条 使用を許可する市営住宅等は、次のとおりとする。

名 称	団地	号棟	号
所 在 地	函館市	町 丁目	番 ー 号

（使用目的）

第2条 前条の市営住宅等の一時使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用を許可された市営住宅等を次の目的により使用しなければならない。

目 的 熊本地震の被災者の居住の安定を図るため

（使用の期間）

第3条 使用の期間は、年 月 日から
年 月 日までとする。

（使用料等）

第4条 市営住宅等の一時使用に係る家賃，駐車場使用料（借上市営住宅を除く。）および敷金は無料とする。

（経費の負担）

第5条 使用者は、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 市営住宅等に附帯する電話，電気，ガス，水道等の諸設備の使用に必要な経費
- (2) 共益費（共用灯やエレベーター等の電気代や排水管等の清掃，草刈りや除雪に要する維持管理費）および自治会費
- (3) 一時使用する市営住宅等が借上である場合にあっては，駐車場の使用に要する経費

（管理の義務等）

第6条 使用者は，市営住宅等を常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 使用者は，市営住宅等の一時使用の権利を他に譲渡し，転貸し，または担保に供してはならない。

3 使用者は、市営住宅等について改修、模様替えその他形質の変更をしようとするときは、事前に書面をもって市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(使用許可の取消しまたは変更)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅等の一時使用の許可の全部または一部の取消しまたは変更をすることができる。

(1) 市営住宅等を公用または公共用に供するため必要とするとき。

(2) 使用者または同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(3) 使用者が許可の条件に違反したとき。

(許可の取消しによる損失の取扱い)

第8条 前条の規定により許可が取り消された場合においては、その取消しにより使用者に損失が生じても、市長は、その損失を補償しない。

(原状回復)

第9条 使用者は、第7条の規定により許可を取り消されたとき、または使用期間が満了したときは、自己の負担で市長が指定する期日までに、市営住宅等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責めに帰する理由により市営住宅等の全部または一部を損傷し、汚損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。使用者がこの許可書に定める義務の不履行により市に損害を与えたときも、同様とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用許可の取消しが行われた場合において、使用者は、市営住宅等について支出した有益費、修繕費等の必要経費およびその他の費用を市に請求することができない。

(実地調査等)

第12条 市長は、市営住宅等について随時に実地調査し、資料の提出または報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第13条 この許可書に定める許可の条件に関し疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用に疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによるものとする。

(その他)

第14条 この許可書に定めるもののほか必要な事項については、函館市営住宅条例、函館市営住宅条例施行規則、函館市特定公共賃貸住宅条例、函館市特定公共賃貸住宅条例施行規則、函館市財産条例および函館市財産条例施行規則の定めるところによる。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

市営住宅等一時使用期間延長申請書

年 月 日

函館市長 様

住所

申請者

氏名

電話 () —

私が、 年 月 日に一時使用の許可を受けた市営住宅等について、
使用の期間延長の許可を受けたいので申請します。

- 1 使用許可を受けた市営住宅等の名称および所在地

名 称	団地	号棟	号
所在地	函館市	町	丁目番

- ## 2 使用許可の延長申請期間

年 月 日から 年 月 日まで

- ### 3 使用期間延長理由

- 4 使用する者（使用者に異動がある場合に記入して下さい。）

[illegible]

別記第5号様式（第7条関係）

市営住宅等返還届

年 月 日

函館市長 様

住所
申請者 氏名
電話（ ） ー

次のとおり市営住宅等を返還するので届け出ます。

- 1 返還する市営住宅等の名称および所在地
名 称 団地 号棟 号
所在地 函館市 町 丁目 番 号
- 2 返還する日
年 月 日
- 3 その他（転居先住所等）

市 営 住 宅 等 検 査 書		
検査した住宅の状況	模様替え，増築等の有無	無 ・ 有（箇所等）
	入居者の責めによるき損の有無	無 ・ 有（箇所等）
損害の有無および損害賠償の額	無 ・ 有（損害賠償額 円）	
	内容	
	特記事項	

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検 査 者